

平成 29 年第 3 回定例会 産業労働常任委員会

平成 29 年 10 月 2 日

亀井委員

まずはじめに、中小企業の日ごろの生産状況、それを支援する機関が幾つかあるのですよね。その機関の連携の強化について何点かお伺いしたいなと思っています。

代表質問でも私から中小企業支援機関の連携強化について御質問をさせていただきました。知事から、現在、神奈川産業振興センター、そして地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所、また、日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会、この四つあるのですが、この間で企業の創業やイノベーション促進のための一体的支援の強化に向けた業務協力協定の締結の検討を進めていくのだと答弁がありまして、本日 10 月 2 日、この業務協力協定が締結される予定であると伺っております。

先日、4 者連名で記者会見をされているということもありますので、私はこの業務協力協定、大変重要なことだと思いますので、そのことも含めて何点か確認をさせていただきたいなと思います。

まず、今回の業務協力協定締結に向けた動きはどのようなところから始まったのか、それをまずお聞きしたいと思います。

中小企業支援課長

これまで公益財団法人神奈川産業振興センター、K I P でございますが、神奈川県産業技術センター、この 2 者の間で経営と技術の連携、また、K I P は神奈川県信用保証協会と経営と金融の視点、それぞれ個別に覚書を交わし、中小企業の課題解決に向け、双方に情報の提供を行うなど連携して支援を行ってまいりました。

しかし、少子・高齢化の進展、競争の激化に加え、第 4 次産業革命と言われる I o T の浸透など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所、K I S T E C と略しますが、この 4 月に基礎研究から事業化までの一貫した支援を担う機関として発足したことを契機といたしまして、K I P と K I S T E C は新たな連携の仕組みについて検討を開始いたしました。

そして、神奈川の将来の成長につながる産業の創出やイノベーションの実現を確実なものとするためには、経営と技術だけではなく金融面の支援も不可欠なこと、それから、K I P、K I S T E C、日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会の 4 者による業務協力協定の締結に至ったものでございます。

亀井委員

分かりました。この 4 者でのこれからの取組が非常に楽しみなのですが、県として、今回のこの業務協力協定の動きはどのように受け止めたのですか。

産業振興課長

K I P の運営の立場からお答えをさせていただきます。

産業技術総合研究所、4 月に独立行政法人になりましたが、この運営につきましても、県からも中期目標をお示しして、目指すべき方向性を指示しており

ます。その中でK I S T E Cとして取り組む事業として五つございますが、研究開発、技術支援、事業化支援、人材育成、このほか連携交流というのもの一つとしています。これまでK I S T E Cの前身であります産業技術センターとK I P、この2者では覚書を取り交わすなど連携した事業に当たってきましたが、それに加えて、政策金融公庫や信用保証協会といった金融関係の団体も含めた連携協定を締結しましたことは、金融機関等を含めた幅広い連携関係の構築につながりますので、K I S T E C事業の柱の一つであります連携交流をより強化するものでありますので、法人の設立団体としての県としましても望ましいものであると考えております。

亀井委員

既に発表されています業務協力協定における主な取組内容として、経営技術、金融による総合支援の展開と創業、イノベーションの戦略的な推進の二つがあるということは承知しておりますが、具体的にはどのようなことを進めていこうとしていますか。

中小企業支援課長

まず、経営技術、金融による総合支援の展開につきましては、新たに設置する総合支援コーディネーターのもとで、K I S T E CとK I Pの専門的な知見を有する職業を中心にチームを組みまして、4者で企業を直接訪問して一緒に課題解決に当たります。

また、県内6箇所ですテライト展開する神奈川県よろず支援拠点との連携も図ることにより、県内、広域で、ワンストップで対応いたします。さらにI o Tの活用などにより生産性の向上やイノベーションを図る中小企業の取組に対しましては、デザイン相談室、また、知的財産総合窓口、これは神奈川県発明協会になりますが、などの専門支援拠点とも連携し、4者が一体となり、重点的な支援を行う予定でございます。

一方、創業、イノベーションの戦略的な推進につきましては、K I S T E Cが行いますイノベーションの創出支援や基礎研究から事業化までの一貫した支援に対しまして、K I Pが経営面から、日本政策金融公庫や県保証協会が金融面から支援を行います。

このような神奈川県のある将来の成長につながりますことが大きく期待される企業、事業につきましては、新たに神奈川イノベーション戦略的支援事業として認定いたしまして、認定事業に対して4者が一体となり、伴走型支援の実施などの優遇措置を用意する予定でございます。

亀井委員

県内の中小企業についてのメリットをもう分かりやすく教えていただけますか。

中小企業支援課長

今回の4者による連携の取組はこれまでの技術と経営の一体的支援の枠組越えまして、中小企業の創業やイノベーションを総合的に支援するのに欠かせない金融面での支援が加わり、支援体制を更に強化するものと認識しています。

業務協定、業務協力協定の締結に先立ちましてK I Pは、神奈川中小企業センタービル4階にK I Pの総合相談窓口、それから、先ほど申し上げましたよ

ろず支援拠点、デザイン相談室、知的財産相談窓口等の各専門支援機関の相談窓口を集約するとともに、K I S T E Cの相談窓口も配置いたしまして、ワンストップで多岐にわたる中小企業の経営課題に対応できる体制整備を進めています。

また、K I Pのあります横浜とK I S T E Cの立地する海老名の間にテレビ会議を導入いたしまして、二つの拠点が双方向で相談・連絡できる体制強化も行います。

県内の中小企業にとりましても、1箇所ですべての相談が可能となるだけでなく、協定を結んだ両者それぞれの強みを生かした取組の結果として、生産性向上や人材育成など中小企業が直面する今日的な課題につきましても、より迅速に支援を受けられるといったメリットがあると考えております。

亀井委員

特に金融面のことを強調されていたようなのですが、金融面において県が後押しできるもの、それはどのようなものがあるのか具体的に教えてもらっていますか。

金融課長

今回の業務協力協定、主な取組の中には創業イノベーションの戦略的な推進が挙げられております。当事者による9月25日の記者発表資料によりますと、この創業イノベーションの戦略的な推進の内容といたしましては、K I S T E Cが中小企業や大学と協働して取り組む研究開発から生まれるベンチャーや新事業展開の推進や、神奈川イノベーション戦略的支援事業の新規展開といったものがあると承知しております。

そうした取組の中で、創業という形で事業を展開していく中小企業や、新技術や新製品の開発などによるイノベーションに取り組む中小企業に対しまして、県といたしましても、今回の業務協力協定の後押しをするため、県中小企業制度融資の中に、この協定に基づいて支援を受ける中小企業に限って御利用をいただける専用の融資メニューの新設を検討してまいります。

さらに、この新融資メニューの検討に当たりましては、資金繰りが難しい局面での負担軽減につながるものとするため、例えば金利面での優遇なども支援に入れまして、引き続き、県信用保証協会などと協議しながら検討を進めてまいります。

亀井委員

今回は創業イノベーション、そういう戦略的な取組を踏まえた上で、県の制度融資が新しいメニュー創設だとなる話でしたね。是非お願いしたいと思えます。

それとともに、今回は特出ししているのは日本政策金融公庫です。日本政策金融公庫が特出しされている理由をお聞きしたいのと、保証とかが入っていれば、まあいいかなと思うのですが、市中の銀行というの、金融機関はどのような位置付けをされるのか。それ細かく教えてもらえますか。

中小企業支援課長

日本政策金融公庫でございますが、これは国の施策に基づく金融機関といたしまして、高い成長が見込まれる新事業の開始や育成、新しい事業分野の開拓

などの局面におきまして、政策融資の様々な免除を活用することによりまして、企業の資金調達ニーズに対し効果的に応えることが期待されております。

また、神奈川県信用保証協会が、特に創業期における金融支援におきまして、国や県等の保証融資メニューを活用して中小企業の資金調達をサポートしていくほか、日本政策金融公庫と協調いたしまして、その相乗効果を発揮することで、より強力な金融支援の実施が期待できるものと、そのように考えております。

亀井委員

そうすると、そのような中小企業にとっていい取組に関しては金融機関として、中小企業に対しての周知をしていかなければいけないですよね。今まで以上にどのように周知をしますか。

金融課長

制度融資につきましてこういった新しいメニューつくってまいります、それにつきましては、これまでも県のたよりや、県の様々な広報媒体使ってやっておりますが、そのほかにも、昨年度からはじめております地域別に説明会なども行って、金融機関の窓口で直接中小企業の方々と接する担当者に対する説明会を行っておりますので、そうしたところでよく周知してまいりたいと思っております。

亀井委員

せっかくいいものができても中小企業の皆さんが分からないと。こんなことあったんだ。こんなものがあったのだと。ワンストップ化もK I Pでできるようになったのだと。もうしばらくたってから何か確認されるというようなことのないように、是非、周知のほう徹底していただきたいなと思います。

この重要な4者の連携という取組に対して、県としてしっかりと関わっていくことが大切だと思っております、4者による業務協力協定の意義や目指している方向性について、どのような考えで対応していくのか最後にお伺いしたいと思います。

中小企業部長

今年の4月、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所が県において設立されました。産業技術センターと、それから神奈川科学技術アカデミーであるK A S T、その二つを統合して設立したもので、産業技術センターの中小企業の大事な技術支援の強み、それから、K A S Tにおける基礎研究の強み、それを融合した形で新たなイノベーション創出支援機関として、基礎研究から事業化に至るまでの一貫した支援、それをやることによって、県内の中小企業を中心とした県内の産業界の期待に応えていこうという支援というものだと思います。

こうしたイノベーションの創出でございますが、中小企業が継続して発展する、成長していくにとっては欠かせないもの、大変重要なものだと思っております。

しかしながら、成果を出していくのも、これまた難しい分野でございます。

先ほど申し上げた基礎研究から事業化までの一貫した支援と一口に申しましたが、その支援の要素といたしましては様々な要素が必要になるかと思っております。

そうした中、地方の独立行政法人、K I S T E Cが設立されたのを契機といたしまして、4者による業務協力協定が締結されるようにしているところでございます。4者が相互に協力し、効果的な連携を図ることにより、県内中小企業に対する経営技術と経営による総合支援を展開するとともに、創業イノベーションの実現に向けた戦略的取組を図るものでありまして、また、経営、技術、新たに金融面を加えた業務協力をすることによって、中小企業の皆様方への支援の実効性の確保や創業イノベーションの確実な実現を目指していくことが大きな特色となっています。

県といたしましては、こうした今までにない形での中小企業に対する経営・技術・金融が備わった総合支援を可能にするこの4者による業務協力協定を地域経済活性化に大いに資するという観点で大変意義深いものと考えております。

また、目指している方向性も産業技術総合研究所も地方独立行政法人として設立するに当たって、先ほども課長から答弁ありましたが、県が定めた中期目標の中に連携交流という考え方がありまして、その考え方に沿ったものでございますし、さらに、神奈川県中小企業小規模企業活性化推進計画、ここで経営と技術の一体的な推進というのは柱として立てられています。そこにも施策推進として整合しているものでございます。そのように受け止めております。

今後は県も、4者による業務協力協定に位置付けられた4者のトップからなります意思決定組織である連携会議というものに、オブザーバーとして参画いたしますので、4者による事業推進の状況は常に把握し、そして寄り添いながらしっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

亀井委員

県内の企業のうち99%は中小企業と言われている中であって、今のような取組を是非とも県で継続的に行っていただくことを要望して、次の質問に移りたいと思います。

地域未来投資促進法について何点か確認をさせていただきたいなと思います。

この常任委員会でも地域未来投資促進法について御報告があったところですが、この制度は地域の経済を牽引する企業を支援することが柱とされておりまして、今後県として基本計画を策定し、この制度を活用する予定であると伺っています。

そこで、この法律について何点か、もちろん基本計画についてもそうですが、何点か伺いたいと思っています。

まず、基本計画の策定に当たっては地域の意見、特に、今後地域経済牽引事業を担うかもしれない地域で活躍している様々な企業の意見にも耳を傾けることが必要だと思います。今回、10月を目途に、地域経済牽引事業促進協議会を設置して、経済団体等にも意見聴取することとされておりますが、この協議会というのはどのような位置付けなのでしょうか。

企業誘致・国際ビジネス課長

法律で協議会では、基本計画の策定及びその実施、また地域経済牽引事業の促進に関して必要な事項について協議をするという役割を担う組織として位置付けられてございまして、法律上は任意の組織となっております。

本県におきましては、より広く関係者の意見を聴取いたしまして計画を策定

いたしたいと考えておりますので、当協議会を設置する予定とさせていただきます。

亀井委員

法定ではなく、任意で設置できるということですが、この協議会のメンバーとしての人数規模やその辺のところはどうに考えていますか。

企業誘致・国際ビジネス課長

法律では、この協議会のメンバーでございますが、商工会または商工会議所、大学、その他の研究機関、それから学識経験者のほか、技術支援やマーケティング支援など地域経済牽引事業に対する支援を行う関係機関などが想定されてございます。

地域未来投資促進法の前身でございます企業立地促進法におきましても同様の協議会組織がございましたので、それも参考といたしまして、メンバーや人数規模について、現在検討調整しているところでございます。

亀井委員

企業立地促進法が改定しての法律だということですが、では、前の法律のときにはどのようなメンバーが入っていましたか。

企業誘致・国際ビジネス課長

前身でございます企業立地促進法に基づきます神奈川県地域産業活性化協議会という協議会がございました。そのメンバーということでお話をさせていただきますと、まず、県内市町村に加えまして、公益財団法人神奈川産業振興センターなどの関係団体、それから、神奈川県商工会連合会、それから一般社団法人神奈川県商工会議所連合会、中小企業団体中央会など関係機関とになってございます。

亀井委員

これ大学とか学術機関は、どうですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

学校法人の明治大学や公益社団法人日本アイソトープ協会など個別の事業などを担うというような形で入っていただいているメンバーはございました。

亀井委員

政策的に推進する重要な産業分野でありますので、是非多くの方々の意見を聴取していただきたいなと思います。

この制度で実際に地域経済を牽引する事業に取り組むのは、地域経済牽引事業計画を策定、実施する事業者ということになっておりますが、事業者になるための要件は何かありますか。

企業誘致・国際ビジネス課長

この地域経済牽引事業者になる要件でございますが法律上は特段の明記がございません。国に確認をいたしましたところ、企業規模や本社所在地などの要件はなく、基本的には法人格を持っている団体であれば、地域経済牽引事業計画を策定することが可能ということでした。

そのため、法律上では株式会社などの企業のほか、財団法人や社団法人、NPO、企業組合なども地域経済牽引事業計画の策定が可能ということでした。また新たに本県に進出してくる企業等も対象となります。ただし、事

業の実効性というものを今後担保するという必要かと思っております、事業計画認定の際に申請者の的確性などは基本計画に基づいて、私ども判断することになると考えてございます。

亀井委員

この制度は報道が先行されている面もあって、そのためビジネスチャンスに敏感な企業などはこの制度を既に熟知しているのかなと思いますが、現在、企業から地域未来投資促進法の制度を使いたいという、そのような相談というのは来ますか。

企業誘致・国際ビジネス課長

現在のところ複数の企業から、地域未来投資促進法について県のスタンスを確認したいというような御相談は預かっております。

また、市町村にも同様な相談があったと聞いてございます。このように地域の企業からは一定程度、この法律、注目されているのかなと感じているところでございます。

亀井委員

県のスタンスもそうですし地方自治体にも相談が来ていると思うのですが、主にはどんな相談が来ますか。内容としては。

企業誘致・国際ビジネス課長

企業の個別面ということでもあって、相談の概要ということでお話させていただきますと、将来的には活用したいのだが、基本計画の策定の時期はどうだろうかとか、あとは県のスタンス、基本計画つくるのつくらないのというようなところを確認させていただくような御相談というのが今現状のところでは多いということでございます。

亀井委員

県のスタンスは聞かれるということですから、この計画、事業者も含めてそうだし、自治体も県も市町村もつくるかつくらないかという話ですが、県のスタンスどうなのですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

県といたしましては、この法律に基づきます基本計画につきまして、複数の分野をまとめた一つの計画として市町村と連携・協働して策定をいたしたいと思っております。

亀井委員

この計画の策定後に具体的な支援という形になると思いますが、この法律の中に書いてあるのは、具体的には人に対しての支援とか物とかお金の面とか情報とな具体的に書いてあるのですが、より具体的にもう少し細かく説明してもらえますか。人・物・金・情報という形でどんなことをやっているのか。

企業誘致・国際ビジネス課長

まず人での支援、人材に関する支援措置ということですが、例えば、海外市場展開等の専門人材による人的支援が受けられることになってございます。

それから、次に物ですが、設備投資に関する支援措置というのが用意をされてございまして、例えば設備投資をする場合の課税の特例というような制度が用意されております。

お金の面につきましては、地域経済牽引事業に対する地方創生先交付金による支援というのが用意をされてございます。

あせて、リスクマネーの供給促進ということで、地域経済活性化支援機構等によります新しいファンドの創設というようなことも支援に上がってございます。さらに、情報に関する支援措置ということで、様々な情報提供ということで地域経済分析システム・RESASなどを活用した情報提供というようなことも上がってございます。

亀井委員

人と物と情報という具体的なフォローなのですが、これ、地方創生交付金としてこれを使いますよということなのですが、これ、国2分の1、そして地方が2分の1となるのですよね。使い勝手の面でどのように考えますか。

企業誘致・国際ビジネス課長

地方創生推進交付金でございますが、確かに、これまで対象としてこなかったこういう地域未来牽引事業に対する支援措置という意味合いでは非常に大きなものがあるのかなと思ってございます。ただ、地方創生推進交付金の特徴といたしまして、これまでもそうですが、単年度の事業に対して支援ができるということで、継続的に行われている事業、いわゆる、その年度で処理をしないと処理が終わらないと地方創生推進交付金の対象にはならないというような部分での使い勝手の多少の悪さというのはあるのは事実でございます、併せてこの地方創生推進交付金を活用する場合にありましては、地域再生計画等の計画づくりが義務づけられておりますので、そうした面での内閣府との調整というようなことも必要になってまいります。

亀井委員

これは交付金全体に言えるのですが、どうですかね、地方が2分の1負担すると、持ち出しがあるということに関しては大丈夫ですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

確かに来年度、本県の財政状況を見ますと非常に厳しい財源不足が生じるという中にありまして、2分の1相当分の一般財源を用意するということにつきましては非常に厳しい状況かなという認識を持ってございます。

一方で、新規に一般財源で取組もうとしていた事業者支援等につきまして、場合によりましては2分の1の国庫が導入できる可能性が出てきたという意味合いではメリットと考えておりまして、メリットデメリットそれぞれあるのかなと思ってございます。

亀井委員

課長から先ほどお金の面でのフォローに関しては、ファンドの創設のことが言われましたが、これは今、先ほど私がお話したファンドとはどんな違いがありますか。

企業誘致・国際ビジネス課長

このファンドは国のほうで新しく創設するファンドでございまして、県が持っているファンドとは関係がございません。

なお、このファンド、現在、経済産業省と金融庁とで調整中ということでございまして、まだ、ファンド創設の目ど等は立っていないと聞いて承知をして

おります。

亀井委員

調整中だと話しにくいと思いますので、では、産業労働局で持っているファンド、今、状況はどうなっていますか。

産業振興課長

現在、県の関わりやファンドの運用状況でございます。大きく2種類がございます。

一つがまず平成17年から18年に県が出資しませんが民間ベンチャーキャピタルなどを呼び掛けてつくったかながわベンチャー応援ファンドというものがございます。ただ、このファンドに関しましては創設総額120億円、おおよそ基本条件ですが、そのうちの94億円近くについては既に期間を満了して解散しております。残り24億円についても終期が30年7月のため、現在は新たな投資は行っていない状況でございます。

もう一つが、県の政策の趣旨に賛同するファンドマネジャーに協力する神奈川ベンチャー管理ファンドという枠組みを創設しております。これについても終期まで残り4年を切っている状況で、現在は投資の回収期となっている。現状そういう状況でございます。

亀井委員

これ、それぞれのファンドマネジャーはどういうところが務めていますか。

産業振興課長

まず応援ファンドのほうですが、一つ特徴的なもので横浜キャピタルというところや、相模原創業創造センター、そういったところが務めているところがございます。

借上げファンドのほうも、横浜キャピタル株式会社が務めています。

亀井委員

ファンドのことを併せて聞いてしまっているのですが、これ、もしかしたらこれからの、今新しい法律の上でできるような調整中のものがファンドとして、調整されたときのことと考えているというお話を聞いてのですが、これ、リターンはどうでしたか。それぞれ、どのぐらいのリターンが生じましたか。

産業振興課長

当課では、民間事業者の組成した6件のファンドと連携し、それぞれを神奈川ベンチャー応援ファンドまたは神奈川ベンチャー輝きファンド、とさせていただいた上で、県内企業への積極的な投資をお願いしているところであります。6ファンド全体の県内企業に対する投資状況ですが、93社に対して投資が実施されており、また、そのうち6社が株式上場を達成しております。この株式上場により、ファンドの運営者が得たリターンですが、例えば、あるファンドでは、2社で約9,100万円投資いたしまして、約1億8,000万円で売却したというふうに聞いておるところでございます。

亀井委員

ぜひこれからもそういう情報をしっかり入手していただいて、次のヘルスケアのファンドに活かせるように、クロスファンクショナルでやっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ファンドの話はそのぐらいにしまして、最後、このような制度はある特定企業にだけ、そのためだけに用いるということになってしまうと本末転倒だと思ふのです。広く、現代の成長性ある企業に活用してもらうことが望ましいと思ふのですが、そこで、今後、地域経済牽引事業、あるいは地域経済牽引企業をどのように発掘していこうと思つています。そして、それをどのように伸ばしていこうと思つているか最後にお聞きしたいと思つています。

企業誘致・国際ビジネス課長

御指摘のとおり、できるだけ多くの成長が期待される企業、本県経済を牽引する企業に御利用いただければと考えてございます。そのため、基本計画策定に当たりましては、市町村、関係機関、経済団体等へのヒアリングを行いました、より実効性のある計画策定を目指したいと思つております。

また、県の取組状況等につきまして、適宜、関係団体やホームページ等で公表をするとともに、経済団体を通じまして、各企業に対して周知をするなど事前の情報提供を進めてまいりたいと考えております。

さらに、今後、事業計画につきまして、基本計画策定後には公募等も検討をする必要もあるのかなと考えているところでございます。

こうした取組によりまして、事業者の発掘も進めてまいりたいと考えてございます。

亀井委員

是非そういうところをしっかりと調整していただきながら、またこれもしっかりと中小企業のほうにも周知しないといけないと思つますから、是非それもお願ひしたいと思つます。

次の質問なのですが、いろいろな先行会派の方々と重複してしまうこと承知で質問させていただきます。県内中小企業の海外展開支援について、何点か私からも御質問をさせていただきたいと思つます。

8月に海外進出した県内中小企業の事業展開、状況や課題などを調査するために産業労働常任委員会でも調査をいたしました。実施して、非常に勉強にもなったことでもありますので、また補足させていただきたい点もありますので何点かお聞きしたいと思つますが、まず、県のこれまでの県内中小企業の海外展開支援の考え方です。準備の段階からしっかりと根づかせて、また現地で成長させていかなければいけないという海外支援に対して入り口から出口というか、その辺のところを細かく教えてもらつていいですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

県の、県内中小企業の海外展開支援の考え方ということでございますが、中小企業が海外展開に取り組む場合、情報収集や計画づくりなどの準備を終えまして、販路改革あるいは拡大、更には海外拠点の設置、その後の操業といったようなステップを踏んでまいります。ですので、それぞれの状況に応じて必要な支援を提供するという考え方で、公益財団法人神奈川産業振興センターと、あるいはジェトロなど関係機関と連携して支援を行つてきたところでございます。

亀井委員

県内中小企業の、要するに海外展開においては、いろいろな各機関とも連携していかないといけないと思っているのですが、民間の企業を含めてどのようなどころと連携をしてきましたか。また、これから連携していこうと思っていますか。

企業誘致・国際ビジネス課長

御指摘のように、海外展開を計画する県内中小企業1社1社様々なニーズがございます。そうしたニーズに的確に対応していくためには、ただいま申し上げたような機関に加えて、海外ビジネスのノウハウ、知見を有している民間事業との連携ということが有効と考えてございます。

そこで、海外展開前の準備の段階から海外転換後のフォローまで、一貫したきめ細かな支援を行うという考え方のもとに、平成24年度以降、民間企業と協定を締結して協力連携体制を築いてきてございます。

これまで海外展開支援に関する協定を提携した民間企業でございますが、7社となっております。個別に企業名申し上げますと横浜銀行、それから浜銀総合研究所、東京海上日動火災保険、三井住友海上火災保険、それから、パーソルホールディングス株式会社、株式会社パソナ、それから、株式会社Gクラスメディアとなっております。

亀井委員

民間企業との連携、もちろん、ここには金融機関も入っているので、金融機関との連携というのは新たに聞きませんが、これ、商工会議所とか商工会、または地方自治体、そのあたりとはどのように絡んでいきますか。

企業誘致・国際ビジネス課長

商工会、商工会議所等はそれぞれの地域の事業者の団体ということで、海外展開支援などを行う場合の相談の窓口とかにもなっているところでございます。

亀井委員

地方自治体とはどうですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

地方自治体との関係でございますが、当然のことながら、地元企業の海外展開支援の支援をするのは地方自治体、市町村の立場も同じでございます。ただ、より専門的な知見や海外駐在員を抱えている私どもが、更に中心となって展開支援をさせていただくというようなことはございます。ただ、それに加えまして、大きな横浜市や相模原市などは自分の外郭団体等持っておりますので、そういったところでも海外展開支援をやっているというところでございます。

亀井委員

重複するかもしれませんが、関係機関との連携ということに関して、国においては新輸出大国コンソーシアムという組織を立ち上げたと記憶しているのですが、どのような役割を担っていくのか、細かく教えてもらっていいですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

お尋ねの新輸出大国コンソーシアムでございますが、公的機関や地方の金融機関、商工会議所など官民の支援機関が協力をいたしまして、海外展開を目指

す中堅中小企業等に対する総合的な支援を行うとともに、支援機関、相互の情報交換や活動計画の共有化を図る枠組みということで、ジェットロが事務局となって全国的に設立されたものでございます。

本県ではジェットロの事務所ございますので、ジェットロ横浜が事務局となって運営してございます。基本的な流れでございますが、海外展開を目指す企業に御登録をいただきまして、コンシェルジュという役割の者が企業のニーズ等を確認いたしまして、支援機関の支援が必要となる場合には支援機関の紹介を行う。あるいは、専門的な支援が必要ということになりますと、それぞれの専門分野に精通したエキスパートという役割の人間が支援を行う。

更に、海外展開の場合は準備から実現まで当該企業に直接関与し、いわゆる寄り添って一貫した支援を行う、ということが必要になってまいります。そういうような場合には企業ごとにパートナーという役割の職員がついて、マン・ツー・マンで支援を行っていくというような体制が整ってございます。

亀井委員

結構しっかりとフォローをされているのかなどに思います。そのような組織がある中で、先日、海外調査に行ったときに印象に残ったことは、一つは、要するに今の準備の段階を終えて海外に、さあ出て行きましょう、タイならタイのバンコクのある企業と、提携を結ぶなり契約をするなりという段階になったときに、日本の企業は単体で行くらしいのです。大体、単体というか、要するに少人数で行く。しかし、中国とか韓国、要するに他国に関しては、もうこれはクラスターというか、要するに国の政府もそうだし地方政府もそうなのだが、もう本当にまとまって、ブドウの房のような状態でみんなで行って交渉してくるので、もう多勢に無勢みたいなどころがあるのですよ、という話を伺ったのです。

ですから、今のような形で、初めからフォローをしっかりとするのだが、最終的なところで、そこをしっかりと力強くやらないと、なかなか最後の定着まで行かないのではないかなとな懸念があるのですが、それはどうしたらいいかというのが一つ。

あと、現地のニーズと、我々、この県内企業のシーズが一致して、ニーズとシーズが一致するような形で持って行ければ一番いいのですが、その、なかなかニーズというのを発掘するのが大変で、その発掘をするために、プロデューサー的な存在がいて、その人たちが中心になっていろいろ動いていけば、より現地のニーズをしっかりとらえることができるのではないかということも言われたような記憶があるのです。

今までのお話聞いていると、しっかりと海外に展開するまでの期間、準備段階の期間が非常にできていると思うのですが、それ以降に関しても、私が今申し上げた2点を含めてどのようにこれから展開していくのかお伺いしたいと思います。

企業誘致・国際ビジネス課長

非常に、中小企業の海外展開を成功させるために非常に重要な御指摘と認識をしております。

今、アドバイザーとかパートナーとかいろいろな、プロデューサーというお

話もいただきました。そういう点で、今の新輸出大国コンソーシアムの状況で申し上げますと、現地での調整役では、新輸出大国コンソーシアムのパートナーが現地で調整に当たる場合、当然ございます。企業と寄り添って展開を支援していくという形なので、日本国内、それから国外の状況も御一緒に支援をさせていただくというようなことがございます。

更に、私ども海外駐在員がございまして、現地のジェトロ事務所など職員がおりますので、企業の状況に合わせて情報提供や、現地の政府機関あるいは現地企業との調整などの支援を提供させていただいております。特に、新輸出大国コンソーシアムのパートナーは、海外展開前から企業を支援してきておりますので、日本国内と現地の両方合わせて支援をすることができますので、企業にとっても大変心強いものだと思っております。

亀井委員

もう東南アジアに関してもそうなのですが、人件費が安いから行くという、もうそういう時代ではなくて、そのようなニーズで海外進出というのはもうナンセンスだと思うのです。日本よりも経済発展もしているところもあって、ですから違うニーズを発掘するという意味で人材育成が必要かなと思っております。是非そういうところ、1点留意していただいて、海外の企業進出に負けないように是非取組をしていただくことを要望したいと思います。

最後にお聞きしたいのですが、組織再編について私からも確認の意味でお伺いしたいと思います。

これ、観光部が国際文化観光局(仮称)の観光部門に移行するということですね。観光部としてはインバウンドの取組なんかやられていたと思うのですが、これ、局がこうやって変更することによって、そのインバウンドの取組に何か変化というものはあると思いますか。

観光部長

正にインバウンドは私ども観光部で一番、力を入れているところでございます。

この主な取組といたしましては1,000本のツアーをつくって、それを情報発信して、また商品化してそれを売っていくというような、観光資源の発掘、磨き上げと周遊ツアーの作成という事業がございまして。

また、情報発信という意味ではTokyo Day Tripという海外向けのウェブサイト今年2月につくってございまして情報発信に努めているところでございます。

そうした中で、更に今後インバウンドの政策を強めていくためには、今、例えば文化行政の中で、いろいろ地域の文化資源や芸術の振興というのをやっておりますが、それを積極的に観光資源として活用させていただくという観点でございまして。

これは今も文化サイドもそういう認識を持ってやっておりますが、基本的に一つの局になることによって、しっかり観光部門と文化部門が連携して、観光資源の充実強化というところで一丸となってやっていくということを考えております。

また、国際部門でございまして、例えば、今国際課のほうでかながわ国際フ

ァンクラブというような、神奈川の魅力を留学生等から発信してもらおうという施策やっております。そういう神奈川の留学生等との人脈、そういうものを観光施策でも使えないかとに考えておまして、私どもいろいろの観光資源の発掘、磨き上げしている中で、外国人目線で、これが外国人に刺さるのかどうかや、外国人目線で見たときに何が足りないのか、そういう点を出前セミナー等で今やっているところなのです。そういうときに今までのその国際行政の中で活用してきたいろいろ人間関係をつくってきたといえますか、留学生等に神奈川の魅力発信のお手伝いいただいていたので、そういう皆さんに観光資源の発掘や磨き上げ、そういうところに参画していただくことや、そういうその施策の充実、そういうところにも期待できるのではないかと考えているところでございます。

亀井委員

そうすると、私が今問いかけをしたのは、要するに、何か変化あるのかなということなのですが、今回のこの再編によって、観光部門としては今以上の仕事ができるということでしょうか。

観光部長

そのように考えております。

亀井委員

例えばインバウンド一つとってみてもそうなのですが、海外の方来ますよね、日本に。そこには宿泊する場所もある。それは中小企業なのですよね。さらにお土産も買って行ってもらう。日本にお金を落とすとしていく、神奈川県にお金を落とすとしてもらう。小さい話なのですが、お土産作るのは県内の中小企業の方々に頑張っていたかなければいけないわけです。そうすると、私としては観光部と、今隣りに中小企業部長が座っていらっしゃいますが、中小企業部と一緒にやっていったほうが、一緒に切磋琢磨していったほうが良いと思っています、実は。

だから、産業労働局の中に一緒に入っているということは、観光によってお金を落とすしてもらって経済を活性化するという流れの中で一緒にやっていったほうが良いと思うのですがどうですか。

観光部長

私ども観光セクションで、今、民間企業への支援施策、独自にいろいろやっています。

いわゆる観光産業というものはどういうものかと考えたときに、例えば旅行者や交通事業者や、あと観光施設の運営者、宿泊事業者、飲食や交通、また、土産物等や、一次産品をつくっている生産者、そういうのを広く観光に関わっているという意味では観光業には携わっている皆さんかと思えます。こういう皆さんに対して、私ども観光セクションとして今一緒に仕事をやっていますのは、行政が行政の方向に、今、民間事業者が足並みを揃えて実施していただくことによって官民での観光振興につながるようなこと。そういうことについては私ども観光サイドが今、民間事業者に対して支援しています。そういうものが国際文化観光局に移っても、それは引き続きやっていこうと思っております。

また、今中小企業部でいろいろなされている経営支援等については、これは観光事業者だけではないと思われませんが、これは引き続きやっていただけるのではないかと考えておりますので、観光が産業労働から離れても、特段、観光業の振興という点に関して問題はないのではないかと考えています。

中小企業部長

県内の事業所の99%は中小企業でございまして、地域経済の活性化にとって大変重要な役割を果たしておられる存在だと思っております。

ただいま委員のほうから御指摘がありました観光事業者、旅館の方、あるいは飲食店の方、あるいはお土産物店の方、あるいは土産物そのものを作っておられる事業者の方々、いずれもほとんどが中小企業、あるいは小規模企業からなっております。そうした中小企業、小規模企業の方々に対しては、たとえ部局が異なっても、県あるいは商工会、商工会議所をはじめとした中小企業支援機関、これが一所懸命、課題解決に当たっていくという取組は変わらないと考えています。

それから、金融面の支援におきましても中小企業制度融資というものがございしますが、観光事業者の方々、中小経営者、小規模経営者の方々がございますので、しっかりと支援していきます。

それから、計画関係の面で申しますときに、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画というのがございまして、観光産業は今、観光部長が申し上げたとおり大変裾野の広い産業で、観光客が増えることによって観光消費額が高まる。そのことの波及効果が周辺の事業者に対して大きいというものでございしますので、中小企業の活性化にとって大変重要なものと認識しております。そこで、中小企業・小規模企業活性化推進計画の中で観光産業の振興という柱を立てておまして、計画の進行管理をきちんとほかの事業と同じような形でやっていけますので、部局が変わっても、その計画管理の観点からも、取組も変わらないと思っております。

亀井委員

今、両部長から御答弁いただきまして、特に中小企業部長から答弁いただいたことをお聞きすると、これは一緒にやっていたほうがいいですよ。離れても一緒にやるくらい頑張りますというのだったら、今までどおり一緒にやっていたほうがもっといいじゃないか。離れる必要がないでしょう。委員会の席だって隣に座れますし。

産業労働局副局長兼総務室長

ただいまの御質問でございますが、組織の改変、組織をどうにしていこうかということについては、極端な話、正解は一つではないという点が考えられます。そのときそのときの状況の中で、どちらが今いいのかというような選択という部分もあろうかと思えます。

そうした中で、委員おっしゃるように、中小企業支援という形と連携を図りながらこれまでも観光をやってきたのではないかと。そのとおりだと思います。

ただ、一方では、先だってもお話ししましたが、東京オリンピック・パラリンピック、あるいはラグビーワールドカップ等を踏まえて、それから、その先も見据えて、インバウンドのお客さんを中心に、県内、それから国外から多く

のお客さんに足を運んでいただいて、そして観光消費を伸ばしていただくという考え方がございます。

そうした中で、我々、今一番力を入れて取り組んでいるところが、先ほど1,000本ツアーというようにお話しさせていただきましたが、我々のほうで魅力的なコンテンツ、ツアー、それを発掘、磨き上げて御提示をさせていただいて、より多くの方々にその魅力をお聞きいただいて神奈川に来ていただく。その来ていただいたときに神奈川の中の事業者さんとの努力の中で、今、多くの事業者さんから頑張ってもらっていて、そして多くの観光客の方に消費していただくという取組を進めています。そのどちらと結び付けていった形のほうが、今現在の我々の取組として、より効果が出るのかというようなことを考えたときに、文化、あるいは国際といったような目線の中でそちらの連携をより強めることによって観光のツアー、それを数多く、そして質の高いものを提供していく。そして、多くの方に足を運んでいただくというようなことを、軸足を置きながら、そしてなおかつ、今、両部長が答弁しましたように、そういった連携というところはクロスファンクションの中で維持をしながら効果を上げていきたいと考えているところでございます。

亀井委員

観光産業も大事だし、先ほどから私質問させていただいているように、中小企業の活性化も大事なのです。観光産業の裾野は非常に広うございまして、観光だけに限らずいろいろなところも関わってきて、観光の売上げなんかをつくっているわけだね。だからどっちも大事なの。だから一緒にやっていたほうが、私いいなと思っているのだが、そのときそのときによって、より効果が出るものということで今回は違う部局になったのかもしれない。

だが、そのときに、今、副局長言ったようにクロスファンクションで頑張ります、多分その言葉出ると私思っていたから言うのですが、クロスファンクションでやると言ったって、どっちも大事なのだから、どっちがイニシアチブをとるのだよという話になったときに、いや、うちではありません、こういうのはうちではありませんということをやらないようにね。より効果が出るような、その取組をしっかりと考えて、産業労働局と、これからできる国際文化観光局と一緒に、しっかりと考えて、より効果が出る、取組をしていただくことを要望して質問を終わります。